

## CORPORATE LAW - YEAR 2021 IN REVIEW



2021 年、(1)Covid-19 パンデミック、(2)インドでのビジネスのしやすさの向上、(3)インド政府の「Make in India」キャンペーン推進等の観点から、インドの会社法には様々な改正が加えられました。

本レポートでは、会社法、証券法、労働法、データ保護法、銀行法、競争法等、インド企業の運営やビジネス上重要な法律の各領域における 2021 年の主な改正点についてまとめたものです。併せて、インドの国際金融サービスセンター(IFSCs)やスタートアップ領域において導入された改正点についても、取り扱っています。

## 1. 会社法(Company Law)

### 1.1. Corporate Social Responsibility (“CSR”)

2021 年 1 月、インド企業省(Ministry of Corporate Affairs、以下「MCA」)は、実施状況の改善および CSR 活動を行う企業に説明責任を持たせるため、2014 年「Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules」を改正しました。To read more about this development, please click [here](#)(See paragraph 1.2 appearing at page no. 4).

1.2. **Amendment to the Limited Liability Partnership Act, 2008 (“LLP Act”)**

2021 年 LLP 改正法により LLP 法が改正され、特定の軽微な犯罪が非犯罪化されました。また、刑事上の犯罪から民事上の債務不履行への転換、刑罰の性質を罰金から金銭罰に転換する改正等も導入されています。To read more about this development, please click [here](#)(See paragraph 1.1 appearing at page no. 3).

1.3. **Threshold for Small Companies and Incorporation of One Person Companies**

2021 年 2 月、MCA は、小会社の判定基準を引き上げました。また、2014 年会社(法人設立)規則における一人会社設立時の居住要件について、期間を 182 日から 120 日とする改正が行われています。To read more about these developments please click [here](#)(See paragraphs 1.1.1 and 1.3 appearing at page nos. 3 and 4 respectively).

1.4. **Accounting norms for companies**

2021 年 3 月、MCA は、2013 年会社法 Schedule III について、会社の損益計算書上、会計年度中に会社が行った暗号通貨または仮想通貨への投資および取引詳細を含めなければならないとする改正を行いました。また、電磁的方法による会計記録および会社の取締役会報告書に記載すべき情報と詳細に関して、2014 年「会社(会計)規則」も改正しています。会計ソフトで記帳を行っている企業は、すべての取引の監査証跡を記録し、各改正の編集ログを作成する機能を持つ会計ソフトを使用することが求められるようになりました。





## 1.5. **Shareholder Activism**

1.5.1. 2021 年は、会社の業務運営に関する株主活動が顕著に増加し、機関投資家が会社の業務運営においてますます積極的な役割を果たしました。以下、具体例となります。

- (i) 2021 年 8 月、Lupin Pharmaceuticals 社が導入した従業員ストックオプション制度(ESOP)に対して機関投資家から反発を受けた事例
- (ii) Pune に本社を置く Kinetic Engineering Limited 社の株主が、常務取締役の報酬を引き上げるという同社の提案を拒否した事例
- (iii) Balaji Telefilms 社のプロモーターグループの一員である Ekta Kapoor 氏と Shobha Kapoor 氏が株主の反感を買い、報酬引き上げの決議に必要な票を得ることができなかった事例
- (iv) Siddhartha Lal 氏が Eicher Motors Limited の常務取締役に再任されたが、Covid パンデミックの中で同社が記録した増収増益を上回っているとして、Lal の給与を 10%引き上げるという提案に株主が反対した事例

## 2. **証券法(Securities Law)**

### 2.1. **Alternative Investment Funds (“AIF”)**

インドにおける AIF を通じた資金調達活動を合理化し、適正に規制するため、インド証券取引委員会(以下「SEBI」)、国際金融サービスセンター機構(以下「IFSCA」)、インド準備銀行(以下「RBI」)等の当局は、様々な改正を導入しました。改正は、主に 2012 年 SEBI(代替投資ファンド)規則(以下「AIF 規則」)に対してのものです。

#### 2.1.1. Liability and responsibility of members of the investment committee of an AIF

2020年にSEBIが実施したAIFの投資委員会(以下「IC」)のメンバーの責任と責務に関する重要な改正の1つが、2021年にSEBIにより一部覆されました。2020年10月の改正は、SEBIはICのメンバーがAIFの投資判断に責任を持たせるものでした。しかし、SEBIは、2021年1月8日付の通知([notification](#))にて、但し書きを挿入する形で、7億ルピー以上の投資を約束したAIFの各投資家が関連する権利放棄書を提出した場合、ICメンバーの責任を放棄することができる、としました。2021年5月、ICのメンバーの責任はさらに制限され、AIFの決定がAIFの内部方針と手続きに沿って行われることのみが保証されました。当該責任と義務は、7億ルピー以上の投資を約束した各投資家からの権利放棄書によって、放棄することができます。

**2.1.2. Investments by AIFs in other AIFs, and limits on downstream investment in a single investee company**

SEBIは、AIFによるダウンストリーム投資に関連した改正を導入する形で、AIF規則を改正しました。To read more about this development and the amendment to the AIF regulations please click [here](#)(See paragraph 4.3 appearing at page no. 7).

**2.1.3. Removal of investment restrictions on Venture Capital Funds (“VCF”)**

2021年8月13日、SEBIは、VCFサブカテゴリーの 카테고리I AIFにおける、(i)VCUの未上場株式および資本関連商品、(ii)中小企業取引所または中小企業取引所の中小企業セグメントに上場されている(または上場が提案されている)企業への投資限度額について、投資可能額の3分の2(66.67%)から4分の3(75%)に引き上げる旨の通知([notification](#))を行いました。





#### 2.1.4. Streamlining of reporting requirements

SEBI は、すべての AIF に対して、各四半期毎、四半期末日から 10 日以内の改訂フォーマットでの活動報告書の提出義務付けによる報告要件の合理化を行いました。カテゴリーIII の AIF についても、改訂フォーマットでの報告書の提出が必要となります。また、AIF が私募債の覚書を改正する場合には、各会計年度末から 1 ヶ月以内に、投資家と SEBI の双方にまとめて通知を行うことが求められます。

#### 2.1.5. Identification of Accredited Investors and Accreditation Agency

SEBI は、「Accredited Investors」(以下「AI」)と「Accreditation Agency」の概念を導入しました。居住者であるインド人に対して AI の地位を付与するために満たす必要のある、一定の財務パラメータが設定されました。また、「large value funds」という概念も導入されており、各 AI 投資家(投資マネージャー、スポンサー、AIF の従業員、取締役、AIF のマネージャー等を除く)もしくは 7 億ルピー以上を投資する AIF および AIF スキームは、「large value fund for accredited investors」に分類されることになりました。

#### 2.1.6. Co-investment Portfolio Manager

SEBI は、AIF 規則の改正([amendment](#))を行い、カテゴリーI またはカテゴリーII AIF のマネージャー、スポンサー、投資家が投資先企業に投資することを意味する「共同投資」の定義を導入しました。当該共同投資は、2020 年 SEBI(ポートフォリオマネージャー)規則に基づき追加登録された共同投資ポートフォリオマネージャーを通じての実施が必要となります。

#### 2.1.7. Special Situation Funds

2021 年 12 月 28 日、SEBI は、理事会([Board Meeting](#))において、新カテゴリーの AIF、すなわち Special Situation Funds(以下「SSFs」)を導入しました。SSF は、カテゴリーI AIF のサブカテゴリーであり、以下のようなストレス資産のみに投資を行うものをいいます。

- (i) 2021 年 RBI (Transfer of Loan Exposures) Directions に基づいて取得可能なストレスローン、または 2016 年破産倒産法に基づいて承認された再建計画の一部
- (ii) 資産再建会社が発行する証券レシート
- (iii) ディストレス企業の証券
- (iv) SEBI が規定するその他の資産/証券

SEBI は、2022 年に SSF を「SEBI(AIF)(修正)規則」として通達し、即日発効されています。To read more about this development please click [●].

## 2.2. **Listed Companies**

株式市場が活況を呈し、過去最高を更新した 2021 年、市場規制当局は、投資家にとってより透明性の高いシステムの構築を目指し、いくつかの重要な決定を下しました。2021 年の上場企業に関する主なアップデートは以下の通りです。

### 2.2.1. **Changes introduced in SEBI (Listing Obligations and Disclosure Requirements) Regulations (“LODR Regulations”)**

- (a) 株主総会で選任されなかったマネージング・ディレクター(**MD**)、ホールタイム・ディレクター(**WTD**)、およびマネージャーの再任：SEBI は、より厳格な基準を導入し、再任には株主の事前承認が必要となりました。該当者を推薦するための指名報酬委員会および取締役会からの詳細な説明と正当性についての表明を、株主に提示する必要があります。





- (b) **独立取締役(IDs)の任命・再任・解任に関する新基準**：上場会社の独立取締役のさらなる強化を目的として、SEBI は LODR 規則の改正を行い、独立取締役の任命・再任・解任には、株主の承認と少数株主の単純過半数の承認という「二重承認」方針を必要とすることを規定しました。To read more about this development, please click [here](#)(See paragraph 4.7 appearing at page no. 8).
- (c) **プロモーターの再分類の公示**：SEBI は、LODR 規則の規則 31A で規定されているプロモーターの再分類の枠組みを改正しました。再分類プロセスのスケジュールを合理化し、再分類がオープン・オファーやアレンジメント・スキームに依る場合、既存のプロモーターが再分類する理由がオファーレターにて開示されていることを条件に、手続きが免除されます。
- (d) **BRSR 報告**：SEBI は LODR 規則を改正し、ESG パラメータに関する事業責任・持続可能性(BRSR)報告の要件について、時価総額上位 1,000 社の上場企業に拡大しました。BRSR は、従来の事業責任報告に代わるものです。BRSR 報告の遵守は、2022-23 年以降の年度において義務付けられます。
- (e) **関連当事者間取引(RPT)に関する新基準**：SEBI は LODR 規則を改正し、RPT の開示と承認に関するコーポレート・ガバナンス体制にいくつかの重要な改正を加えました。To read more about this development, please click [here](#)(See paragraph 2.1 appearing at page no. 4).

2.2.2. Reduction in Lock-in Period for promoter contribution under SEBI (Issue of Capital and Disclosure Requirements) Regulations, 2015 (“ICDR Regulations”):

SEBI は ICDR 規則を改正し、商業生産開始日または新規株式公開(IPO)の割当日のいずれか遅い方から 3 年以内とされていたプロモーターの最低出資額(発行後資本金の 20%)のロックイン期間を 8 ヶ月に短縮しました。また、プロモーター以外の者が保有する IPO 前の証券に関するロックイン期間を、従来の 1 年から IPO における割当日から 6 ヶ月に改正しました。

2.3. **Consolidation of the SEBI (Issue & Listing of Debt Securities) Regulations, 2008 (“ILDS Regulations”) and SEBI (Issue & Listing of Non-Convertible Redeemable Preference Shares) Regulations, 2013 (“NCRPS Regulations”)**

SEBI は、ILDS 規則と NCRPS 規則を統合し、2021 年 SEBI(非転換証券の発行と上場)規則(以下「NCS 規則」)として一本化しました。NCS 規則は、(i)発行者による公募による債務証券および非転換型償還可能優先株式の発行と上場、(ii)発行者による私募による非転換型証券の発行と上場、(iii)発行者によるコマーシャルペーパーの上場、に適用されます。

2.4. **Delisting regulations**

上場企業の上場廃止プロセスの更なる合理化のため、2021 年 SEBI(Delisting of Equity Shares)規則についての通達が行われました。同規則の 2009 年からの主な改正点は以下の通りです。

- (i) 買収者および協調行動者が規則を遵守する責任を負うこと
- (ii) 100%ではなく 25%をエスクロー口座に預けること
- (iii) スキーム・オブ・アレンジメント等により子会社が上場廃止になる場合の特別規定





SEBI は、上場廃止という目的に沿っていない従来の仕組みを簡素化し、一部置き換えるため、2011 年 SEBI(株式の実質的取得および買収)規則(以下「**SAST 規則**」)の 5A に規定されている、オープン・オファーに基づく株式の直接上場廃止に関する規制の枠組みについても改正しています。

#### 2.5. **Amendments to the disclosure regime under PIT and SAST Regulations**

SEBI は、SAST 規則の一部を改正する通達を行いました。以下の項目については、2022 年 4 月 1 日より開示義務が緩和されます。

- (i) 上場会社の株式資本の 5%に相当する株式の取得・処分
- (ii) 上場会社の株式資本の 2%に相当する株式の更なる改正
- (iii) 年間の株式保有状況
- (iv) 預託機関に登録された抵当権の設定・発動・解除

#### 2.6. **Changes in REITs and InvITs**

SEBI は、REIT と InvITs の最低申請額について、従来の 100,000 ルピーから、10,000 ルピー～15,000 ルピーに改正しました。また、REIT と InvITs の最小取引ロットサイズを 1 単位に改正しました。加えて、スポンサー、その関係者、関連会社を除く InvITs の投資家の最低人数について、投資総額の 25%以上を保有する 5 名を対象とすることを承認しました。

### 3. **銀行法(Banking Law)**

#### 3.1. **New Umbrella Entity(“NUE”)**

RBI は、リテール決済システム強化のため、Unified Payments Interface(以下「**UPI**」)の類似システムである NUE という概念を提案しました。NUE は、インドの代表的なプロセッサである National Payments Corporation of India(以下「**NPCI**」)の代替となるものです。To read more about this development, please click [here](#).

### 3.2. **Revised guidelines for Payment Aggregator and Payment Gateways**

RBI は、ペイメントアグリゲーターおよびペイメントゲートウェイに関するガイドラインの改正を行いました。主な改正点は以下の通りです。

- 3.2.1. ペイメントアグリゲーター(以下「**PA**」)サービスを提供するすべてのノンバンク事業者は、2021年6月30日までに、2007年支払決済システム法(以下「**PSSA**」)に基づく許認可の取得申請を RBI に行うよう指示が出されました。また、ペイメントアグリゲーターガイドライン(以下「**PA ガイドライン**」)に関して、ノンバンク PA に対しては RBI から許認可を取得した日から発効することが明確化されました。
- 3.2.2. RBI は、PA ガイドラインが「Delivery versus Payment」(以下「**DvP**」)取引には適用されないことを明らかにしました。前払いであって商品の引渡しが延期されるような取引は対象となります。
- 3.2.3. PA ガイドラインでは、厳格な純資産の最低基準が規定されており、これに従わない場合、企業は支払い集約事業を清算しなければなりません。既存のノンバンク PA については、適用される純資産要件(2021年3月31日現在)に準拠していることを証明する公認会計士からの証明書を、認可申請時に RBI に提出する必要があることも明確化されています。





- 3.2.4. オンライン・ペイメント・ゲートウェイ・サービス・プロバイダー(以下「**OPGSP**」)として活動し、クロスボーダー取引を行う企業は、2015年9月24日付の「オンライン・ペイメント・ゲートウェイ・サービスプロバイダーによって促進される輸出入関連の支払いの処理と決済」に関する RBI による指示事項(以下「**OPGSP ガイドライン**」)の確実な遵守が求められます。
- 3.3. **Corporate Governance in Banks**  
インドの銀行セクターにおけるガバナンス体制強化のため、RBI は、民間セクター銀行・小規模金融銀行・外国銀行の完全子会社に関する、会長の任命・取締役の任期・委員会の構成に関する規定を改訂しました。To read more about this development, please click [here](#).
- 3.4. **Amendments in card Tokenization**  
カード取引の安全性を向上させるため、RBI は、特定のユースケースにおけるカードネットワーク上取引のトークン化を許可しました。従前、トークン化の範囲は携帯電話やタブレット端末にのみ適用されていましたが、各関係者からの意見を考慮し、ノート PC、デスクトップ PC、ウェアラブル、その他 IoT(Internet of Things)デバイス等の消費者向けデバイスまで拡大されました。
- 3.5. **Amendments to Prepaid Payment Instruments (“PPI”) framework**  
RBI は PPI の枠組みに関するガイドラインを統合し、以下の重要な改正を加えました。
- 3.5.1. PPI は、「スモール PPI」と「フル KYC PPI」の2種類に限定されており、どちらも銀行やノンバンクが発行できます。
- 3.5.2. RBI は、フル KYC PPI の相互運用性を義務付けるという目的を改めて表明し、この点に関する NPCI と公認カードネットワークの役割を明らかにしました。すべての銀行およびノンバンク PPI 発行者に対し、2022年3月31日までに相互運用性を実現するよう勧告しています。

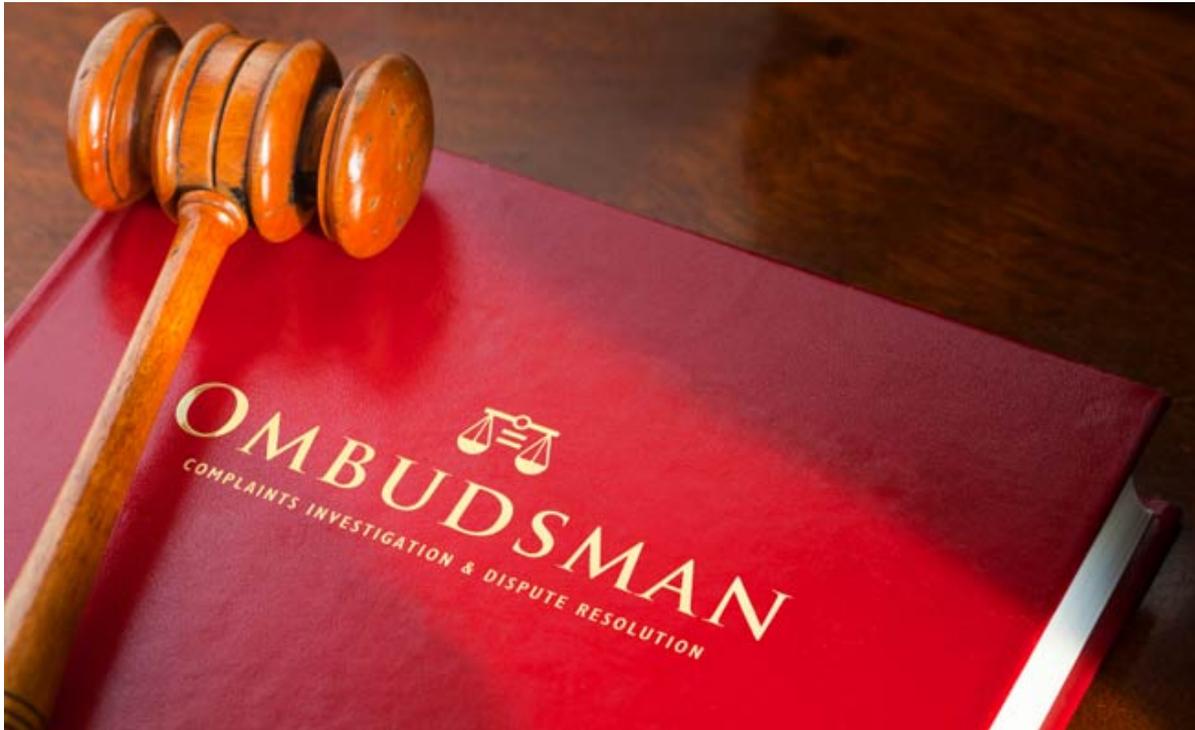
- 3.5.3. RBI は、顧客のオンボーディングに関して、ビデオによる本人確認プロセスの利用を認めました。
- 3.5.4. エスクローアカウント管理、情報セキュリティ対策、顧客苦情処理に関する規範が導入されました。
- 3.5.5. フル KYC PPI(KYC 対応 PPI)に関する残高の上限が、100,000 ルピーから 200,000 ルピーに引き上げられました。
- 3.5.6. カード／ウォレットによる現金引き出し取引には、AFA(Additional Factor of Authentication)／Pin により認証が必要となります。



3.6. **Restriction on storage of card details**

RBI は、2022 年 1 月 1 日より、加盟店が顧客のカード情報を自社のサーバーに保存することを禁止し、カードの保存に代わる方法として、カード・オン・ファイル(以下「Cof」)によるトークン化の導入を義務付けました。なお、その後の通達により、Cof の導入時期は 2022 年 6 月 30 日まで延長されています。新ガイドラインによると、各事業者は、自社のプラットフォームに保存されているクレジットカードやデビットカードのデータを削除し、消費者のカード情報を保護するためのトークンに置き換える必要があります。RBI は、関係者に対し、カード発行会社やカードネットワーク以外の事業者が Cof データの保存を必要とするユースケース(定期的な電子メール配信、EMI オプション等を含む)や取引後の活動(チャージバ

ック処理、紛争解決、報酬・ロイヤルティプログラム等を含む)を処理するための代替メカニズムの構築を指示しています。



### 3.7. ***Integrated Ombudsman Scheme***

RBI は、現存する 3 つの異なるオンブズマン制度に代わるものとして、統合オンブズマン制度を立ち上げました。RBI が規制する事業体のすべての顧客を対象とした「一国一オンブズマン」アプローチを採用し、すべての顧客に対し、苦情申し立て、追跡、監視のためのプラットフォームを提供することにより、司法に依存しない救済メカニズムを可能とするものです。To read more about this development, please click [here](#)(See paragraph 1.1 appearing at page no. 3).

### 3.8. ***Digital Banks - Discussion Paper***

2021 年 11 月、NITI Aayog は、インドにおけるデジタル銀行の許認可および規制体制のテンプレートとロードマップを提供する内容のディスカッションペーパーを発表しました。デジタルビジネス銀行は、制限段階における最低払込資本金を 2 億ルピー、サンドボックス段階から最終段階に進んだ場合には 20 億ルピーに増額することが提言されています。To read more about this development, please click [here](#)(See paragraph 1.2 appearing at page no. 3).

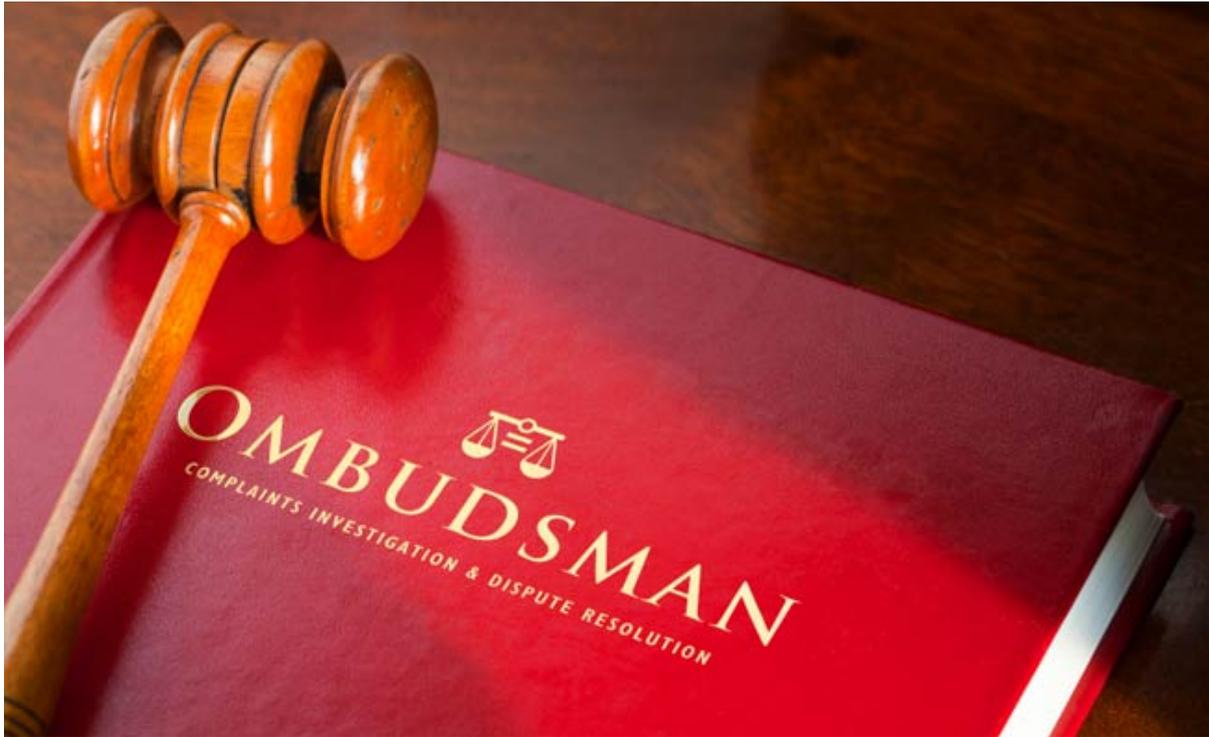
### 3.9. ***Revised framework for Scale Based Regulation (SCB) for Non-Banking Financial Companies (“NBFCs”)***

RBI は、NBFC に対する SCB の枠組みを改訂しました。主な改正点は以下の通りです。

- 3.9.1. 独立取締役は、同時に 3 つ以上の NBFC(NBFC ミドルレイヤー(以下「NBFC-ML」)または NBFC アッパーレイヤー(以下「NBFC-UL」))の取締役役に就任してはなりません。当該規範遵守のため、2022 年 10 月 1 日から 2 年間というタイムラインが設けられています。

- 3.9.2. NBFC-ML と NBFC-UL は、2023 年 3 月 31 日より、年次財務報告書において、取締役の構成と分類、非業務執行取締役の持ち株比率等を含む、コーポレート・ガバナンス報告書、についての情報を開示することが求められます。
- 3.9.3. NBFC ベースレイヤー(以下「NBFC-BL」)は、取締役会または役員レベルでのリスク管理委員会(以下「RMC」)の設置が求められます。RMC は、流動性リスクを含む NBFC が直面する総合的なリスクの評価に責任を負い、取締役会での報告が求められます。
- 3.9.4. NBFC-ML および NBFC-UL は、チーフ・コンプライアンス・オフィサー(以下「CCO」)を任命すると共に、取締役会が承認した CCO の役割と責任を定めたポリシーを導入することが求められます。
- 3.10. **Revised Prompt Corrective Action (“PCA”) framework for NBFCs**  
RBI は、NBFC に対する適切なタイミングでの監督介入をさらに強化し、被監督企業に是正措置を適時に開始・実施することを求めるため、NBFC の PCA フレームワークを発表し、2022 年 10 月 1 日より発効しています。PCA フレームワークは、以下に適用されます。
- (i) すべての預金取扱 NBFC(政府系企業を除く)
  - (ii) 中間層、上位層、最上位層のすべての非預金取扱 NBFC((a)公的資金を受け入れている/受け入れるつもりのない NBFC、(b)政府系企業、(c)プライマリーディーラー、(d)住宅金融会社を除く)





## 4. 外国為替法(Foreign Exchange Law)

### 4.1. *Liberalisation of the Insurance Sector*

2021年6月、工業・内国貿易振興局による2021年保険(改正)法案およびプレスノート2にて、1938年保険法および外国直接投資(FDI)政策がそれぞれ改正され、自動ルートによる保険セクターへのFDIの許容水準が49%から74%に引き上げられました。保険セクターへの直接投資には、インド保険規制・開発庁の承認・検証が必要です。

### 4.2. *FDI in the Telecom Sector*

4.2.1. 2021年10月12日、インド政府は、インドの通信セクターにおける自動ルートでのFDIを100%承認する旨の通達を行いました。改正前においても、通信セクターへの100%のFDIは認められていましたが、自動ルートでは49%が限度となっており、49%を超えるFDIを行う場合には、政府の事前承認を得る必要がありました。

### 4.3. *FDI in Petroleum and Natural Gas PSUs*

4.3.1. 石油・天然ガスの探鉱活動、および、石油製品・天然ガスの販売に関して、自動ルートでの100%FDIが認められました。また、公的セクターにおける石油精製に関しては、自動ルート49%でのFDIも認められました。

4.3.2. 石油・天然ガスセクターにおけるFDIの許容基準が改正され、政府から戦略的再投資の「原則的」な承認を受けた公共セクターでの事業については、自動ルートで100%までのFDIが認められるようになりました。

## 5. 労働法(Labour Law)

### **The 4 (Four) Labour Codes**

インド労働法の合理化・簡素化のため、中央政府は、44 の中央労働法のうち 29 の労働法を以下の4つの包括的法律として統合しました。

- (i) 2020 年社会保障関連法
- (ii) 2020 年労働安全・健康・労働条件関連法
- (iii) 2020 年労使関係関連法
- (iv) 2019 年賃金関連法

これらは、2020 年インド議会の両院にて可決され、法に基づく規則案も発行されていますが、まだ発効自体はなされていない点に留意してください。2021 年には、多くの州政府が法の実施のための規則案を事前に発表しており、これにより、2022-23 年の事業年度で法が実施される可能性が高まっています。

## 6. データ保護法(Data Protection Law)

- 6.1. **Data Protection Bill, 2019 and the Report of the Joint Parliamentary Committee (“JPC”)**  
2021 年 12 月 16 日、JPC は 2019 年個人データ保護法案(以下「データ保護法案」)に関する報告書を両院に提出しました。データ保護法案に関する報告書(「JPC レポート」)は、様々な提言および改正データ保護法案で構成されています。To read more about the key revisions and recommendations of the JPC Report please click [here](#)(See paragraph 3.1 appearing at page no. 5).





#### 6.2. **Intermediary Guidelines**

電子情報技術省(Ministry of Electronics and Information Technology、以下「MeitY」)は、2011年に制定された「Information Technology (Intermediaries guidelines) Rules」に代わる「Information Technology (Intermediary Guidelines and Digital Media Ethics Code) Rules, 2021」を通達しました。規則の Part-II は仲介者に適用され、MeitYによって管理され、規則の Part-III はデジタルメディアに適用され、Ministry of Information and Broadcasting によって管理されます。ソーシャルメディア・プラットフォームを含むインターネット仲介者が行うべきデューデリジェンスについても規定されており、これを怠った場合、セーフハーバー規定を受けることができなくなります。また、仲介業者には、ユーザーや被害者からの苦情を解決するための苦情処理メカニズムを提供することが必要となります。

#### 6.3. **New regime for geospatial data**

科学技術省は、「地図を含む地理空間データおよび地理空間データサービスの取得・作成に関するガイドライン」を導入しました。ガイドラインでは、適用される法律で制限されていることを条件に、インド国内の地理空間データや地図の収集、生成、準備、普及、保管、公開、更新、デジタル化には、いかなる制限もなく、承認、認可、ライセンスなども必要ありません。

#### 6.4. **Data privacy standards**

Bureau of Indian standards は、データプライバシー保証に関する新しい基準を発表しました。組織によるデータプライバシー管理システムの確立・実施・維持するためのプライバシー保証の枠組みの提供が趣旨です。

#### 6.5. **Pegasus Spyware**

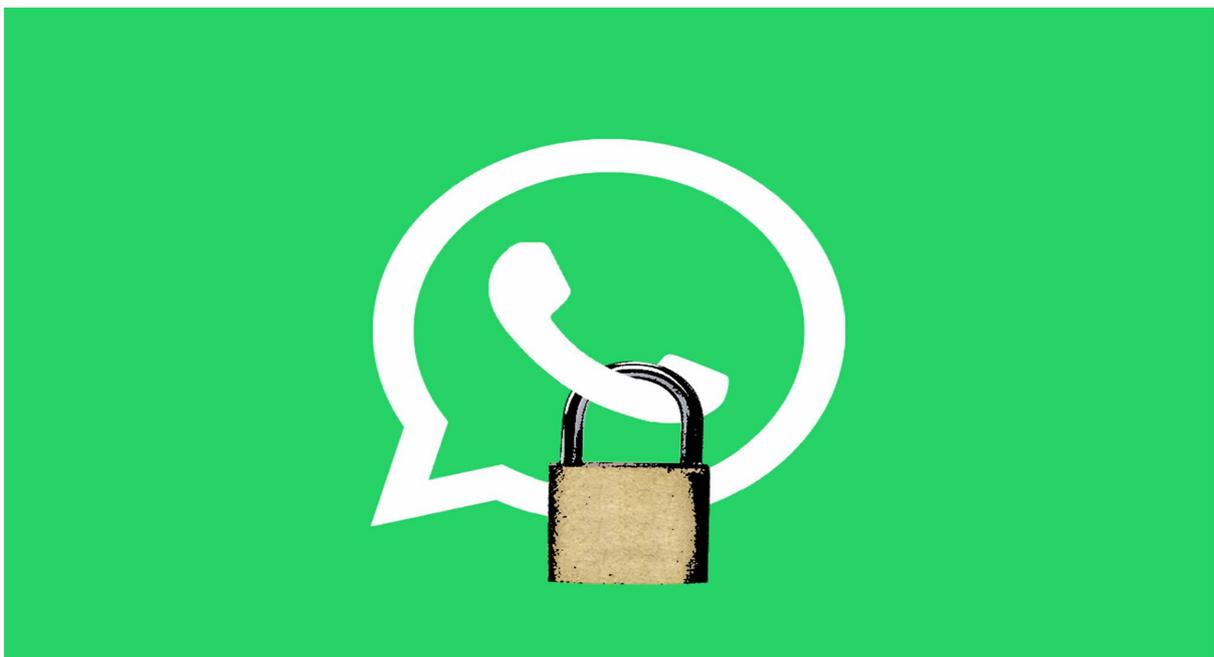
スパイウェア「Pegasus」により、外国政府やインド政府により国民が監視されているという報道を受け、最高裁判所に対して、独立した調査を求める多くの請願が提出されました。最高裁は、Pegasus がプライバシー権に与える影響を分析するため、3名の委員で構成される委員会を設置し、プライバシー権、サイバーセキュリティ、脅威評価対策の改善を確保すべく、現行の監視法の制定および改正の勧告を指示しました。

#### 6.6. **Right to be forgotten**

KarthickTheodre v. The Registrar General において、刑事訴訟を受けていた申立人は、マドラス高等裁判所に、「忘れられる権利」を行使して、自身の評判を守るため、裁判所命令から氏名を削除するよう申し立てました。高等裁判所は、プライバシーと匿名性に対する個人の権利を支持する一方で、情報が公共の利益のために実施される業務の遂行に必要な場合、忘れられる権利は行使できないとの見解を示した Justice K.S. Puttaswamy(Retd.) v. Union of India に関する最高裁判所の判決を引用し、当該申立てを却下しました。「忘れられる権利」は発展途上の法律であり、データ保護法案に関する JPC レポートには当該権利に関する規定も含まれています。

#### 6.7. **WhatsApp privacy policy**

2021年初頭、WhatsApp はプライバシーポリシーと利用規約を更新し、ユーザーに Facebook とのデータ共有への同意を求めました。インド競争委員会(以下「CCI」)は、WhatsApp の更新されたポリシーの潜在的な影響を評価するため、WhatsApp と Facebook に対して調査を開始しました。WhatsApp のプライバシーポリシーの更新を受け入れるようユーザーに一方的に要求することは、ユーザーの自発的な合意を無効にするものであり、主にそのユーザーにとって不公平で不合理であると考えられる、との判断を下しました。德里高等裁判所は、WhatsApp と Facebook がインド競争委員会の下した命令に対して提出された上訴を棄却しています。





## 6.8. **Digital lending platform**

RBI が設置した「オンラインプラットフォームやモバイルアプリを通じた融資を含むデジタルレンディング」に関するワーキンググループの報告書において、デジタルレンディングアプリにおいてプライバシーに関する不具合が頻繁に発生していることが指摘されており、データはインド国内のサーバーに保存し、データの収集は「借り手または借り手候補から、データの目的、用途、意味合いについて事前に情報を得て、監査可能な方法で借り手の明示的な同意を得た上で」のみ行うことが推奨されています。

## 7. **競争法(Competition Law)**

### 7.1. **Orders passed by the CCI**

7.1.1. **Penalties:** パンデミックに伴い、カルテルや入札談合に関する CCI の罰則規定が変化しています。一般に、CCI は、抑止力として、違反者に重い金銭的制裁を課すことがあります。しかし、経済的ストレス、小商い、当事者の協力など、様々な緩和要因を考慮し、中小企業や年間売上高の小さな企業に対しては金銭的罰則を課さず、代わりに不公正な商慣習の停止を命じる、という新しいアプローチを採用しています。違反企業は、その行為の影響が市場競争を阻害することが証明されているにもかかわらず、インドの競争法上、初めて異なる扱いを受けました。詳細については、[こちら](#)と[こちら](#)と[こちら](#)でご覧になれます。

7.1.2. CCI は、Google や WhatsApp などの大手ハイテク企業に対し、支配的地位の乱用の疑いで調査を開始しています。その一方で、プライバシーを非価格競争パラメータとすることで、CCI の管轄範囲を拡大させました。[WhatsApp ユーザーに対する利用規約とプライバシーポ](#)

リシーの更新について、CCI はこの問題を特別に認識し、WhatsApp モバイルアプリケーションのポリシーと利用規約の調査を開始しました。CCI は、WhatsApp のプライバシーポリシー更新が消費者の選択肢を奪っている、としています。これは、CCI が個人のデータに関する事柄を積極的に調査し、特別調査を開始する可能性があることを示しています。

- 7.1.3. **re: Meru Travel Solution Pvt. Ltd. v. Uber &Anr.**において、CCI は、原価を下回る価格を請求し、ドライバーと独占契約を結ぶという反競争的行為の疑いについての Uber に対する訴訟を棄却しました。この命令は、高い市場シェアだけでは支配的地位を示すものではないことを明確にするものでした。
- 7.1.4. インドでは、CCI が当事者に対して暫定的な救済を与えることについての法理論は限られています。最近では、**re: Federation of Hotel & Restaurant Associations of India &Anr. v. MakeMyTrip India (MMT)&Anr**において、暫定命令として、FabHotels と Treebo のオンラインポータルへの掲載を認めるよう、MMT と Oyo に指示しました。
- 7.1.5. **Re: Confederation of Real Estate Developers Association of India v. Greater Noida Industrial Development Authority &Anr.**において、CCI は、単に契約が相互に締結されたからと言って CCI にアプローチすることを制限するものではなく、CCI が支配的な企業の競争行為を調査、評価、是正することを制限するものでもない、との見解を示しました。
- 7.1.6. CCI は、**Amazon.com NV Investment Holdings LLC に対する 2002 年競争法 43A 条、44 条および 45 条に基づく手続き**において、Amazon の Future Coupons への投資に対する先の承認を停止し、その真の目的を開示しなかったとして、総額 20 億ルピーの制裁を課しました。CCI による認可の取り消しは、今回が初めてとなります。





## 7.2. **Market studies by CCI**

CCI は、インド経済における新たな問題を概観するために、さまざまな市場調査を行っています。2021 年に開始された主な市場調査の内容は、以下の通りです。

- 7.2.1. 2021 年 1 月、CCI は[通信分野の市場調査](#)を発表しました。その内容は、競争原理やネット中立性、アクセス管理、インフラ管理、周波数取得、データプライバシーと競争などのパラメータに関する問題が焦点となっています。
- 7.2.2. 2021 年 4 月、CCI はアーンスト・アンド・ヤング(EY)と共同で、ブロックチェーン技術に関連する競争法の概念とさらなる審議が必要な論点を説明した「[ブロックチェーン技術に関するディスカッションペーパー](#)」を発表しました。
- 7.2.3. 2021 年 11 月、CCI は、主にジェネリック医薬品、業界団体の役割、オンライン薬局に焦点を当てた[医薬品分野の市場調査](#)を打ち出しました。また、情報の不正に対処するための全国的なデジタル医薬品データベースの作成なども提言しています。

## 8. **Miscellaneous**

### 8.1. **Start-ups**

- 8.1.1. インドのスタートアップエコシステムは、2020 年から 2021 年にかけて、新型コロナウイルスによる世界的パンデミックの最中にもかかわらず発展し、政府が認定したスタートアップ企業は 60,770 社を超え、世界第 3 位のエコシステムとして台頭しています。2021 年には記録的な額の資金調達が行われ、M&A の側面からも、ベンチマークが設定されています。
- 8.1.2. 2021 年、インドでは 44 社近くのスタートアップがユニコーンになったとされています。中でもフィンテックセクターの成長が著しく、10 社がユニコーンとなっています。

8.1.3. 2021 年は、インドのスタートアップ企業の上場が相次いだ画期的な年でもありました。合計 11 社(8 社のユニコーンを含む)のインドのスタートアップ企業が、上場により 7,160,000,000 ドルを調達しました。

#### 8.1.4. Regulatory reforms

スタートアップ企業の設立や資金調達を促進するため、様々な規制や法の改正が行われています。

(a) MCA は、2016 年会社(Compromises, Arrangements and Amalgamations)規則を改正し、2013 年会社法第 233 条に基づく合併又は合併のスキームを相互間で可能にする規則 25(1A)の導入を決定しました。(i) 2 社以上のスタートアップ企業、(ii) 1 社以上のスタートアップ企業と 1 社以上の小規模企業との間において、会社法第 233 条に基づく合併または合併のスキームを認める規則 25(1A)が導入されます。これにより、ファストトラック合併の下、よりシンプルで迅速なプロセスを通じて、スタートアップ企業間の M&A 取引が促進・後押しされることが期待されています。

(b) 中央政府は、スタートアップ・インド・シードファンド・スキーム(以下「SISFS」)を承認し、概念実証、プロトタイプ開発、製品試験のために、94.5 億ルピーの資金援助を行うことを決定しました。シードやコンセプトの実証・試験段階にあるスタートアップ企業への資金提供が期待されます。





- (c) 1961 年所得税法第 80 条 IAC に基づくスタートアップ企業への所得税免税措置が 1 年間延長されました。2016 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日の間に設立された適格スタートアップ企業は、事業所得に対する 100%の控除を 3 年間通じて申請できるため、設立当初の運転資金の確保が見込まれます。また、スタートアップ企業への投資に対するキャピタルゲイン控除が 2022 年 3 月 31 日まで 1 年間延長され、引き続きスタートアップ企業への投資を後押しします。
- (d) SEBI は、Innovators Growth Platform(以下「IGP」)へのスタートアップ企業の上場を容易にするために、以下のような多くの改革を導入しました。
- (i) SEBI ICDR 規則において、適格投資家による発行前資本の保有期間の 2 年から 1 年の短縮、発行会社による発行額の 60%までの裁量割当の許可、優先議決権株式を発行した企業の IGP 枠組みによる上場の許可、等の改正が行われています。
  - (ii) SAST 規則が改正され、IGP プラットフォームに上場するスタートアップ企業のオープン・オファ어의トリガーが 25%から 49%に緩和されました。
  - (iii) AIF 規則における、他の AIF や投資先企業のユニットへの直接投資が認められました。

- (e) IRDAI は、保険会社が一定の条件下で国内投資を行うファンド・オブ・ファンズ(以下「FoF」)に投資することを認めました。これにより、プライベート・エクイティやベンチャーキャピタルファンドが資本にアクセスしやすくなり、スタートアップ企業への投資を可能とする効果が期待されます。
- (f) 労働雇用省は、従業員積立基金機構が、投資可能な剰余金の 5%を上限に、SEBI に登録されたカテゴリー I および II AIF に投資することを許可しました。これにより、スタートアップ企業や小企業の退職金積立を解除し、多額の資金を調達することが可能となります。ファンドは、10 億インドルピー以上の AIF にのみ投資するものとされています。
- (g) スタートアップ企業の定義が改正されました。設立/登録日から 10 年間、いずれかの会計年度の売上高が 10 億ルピーを超えていない企業は、スタートアップ企業とみなされるものとします。

## 8.2. **International Financial Services Centre**

IFSCA は、グジャラート州の IFSC Gujarat International Finance Tec-City (以下「GIFT City」)での活動ユニットを管轄するものです。IFSC 内での活動効率化のため、IFSCA は、(i)金融、(ii)資本市場、(iii)保険、(iv)銀行などの異なるセクターに対して、一連の経済改革、政策改正、その他開発を導入しています。以下は、2021 年に IFSCA が通達した主な改革の一部です。



- 8.2.1. **Finance Company:** GIFT City に金融会社や非銀行金融機関を設立するための規制の枠組みを提供するため、IFSCA は新規則を発行しました。当該規則は、金融会社および非銀行金融機

関が行う活動に対して競争的な規制環境を提供し、金融および IFSC の革新的な商品・サービスを提供するという銀行の役割を補完することを目的とするものです。IFSC において金融会社または金融ユニットとして事業を開始するためには、申請者は IFSCA から登録証を取得する必要があります。さらに、IFSCA は、投資家の信頼を醸成し、長期的に持続可能なビジネス目標を達成するために、金融会社の説明責任、透明性、持続可能性確保のため、様々な通達が発行されています。

8.2.2. **Capital Market:** IFSCA は、グジャラート州の IFSC GIFT City における資本市場関連の活動を合理化するため、様々な通達が発行されています。

- (a) 証券取引所の運営、組織化または組織化の支援、清算機関または預託機関の業務を行うには、IFSCA からの事前承認が必要となります。
- (b) IFSC、インドまたは外国の司法管轄区で設立された会社は、IFSCA が発行する規則を遵守することを条件に、公認証券取引所にその証券を上場する資格を有するものとされます。スタートアップ企業や中小企業についても、IFSCA が定めた基準に従って、公認証券取引所に特定の証券を上場できるものとされます。



- (c) 特別目的取得会社(Special Purpose Acquisition Company、以下「SPAC」)についての規制を明確にしました。SPAC は、投資ファンドやスポンサーが、当局が指定した期間内に事業会社を買収することだけを目的に設立されるものです。
- (d) ブローカーディーラー、清算機関、預託機関、投資銀行、ポートフォリオマネージャー、投資顧問、カスタディアン、信用格付機関、社債受託者、口座集約機関等、様々な種類の資本市場仲介者の登録、義務および責任、手数料、検査、執行に関する規則が通知されています。

- 8.2.3. **Banking sector:**IFSCA は、GIFT City における銀行業務の開発、規制、監督のために、国際的なベストプラクティスを採用する努力の一環として、様々な措置を講じてきました。GIFT City における銀行業務の利便性をさらに高めるため、IFSCA は IFSCA バンキングハンドブック(以下「**ハンドブック**」)を発行しました。これは、インド国内またはインド国外の銀行会社の支店として GIFT City で業務を行う銀行ユニットに対して IFSCA が発行するすべての詳細な指示の概要となるものです。ハンドブックは以下の 3 つの要素で構成されています。(i) 一般的な指示に関するハンドブック、(ii) 業務遂行に関するハンドブック、(iii) プルデンシャルな指示に関するハンドブック。ハンドブックの規定は、2022 年 1 月 1 日から施行されます。また、RBI が発行し、IFSCA が 2020 年 12 月 4 日付の通達で採択した規定は、ハンドブックの発効日より、IFSCA 銀行ユニットの業務には適用されなくなると通告しています。さらに、IFSC に設立された銀行ユニットは、IFSCA が規定する枠組みに従って、IFSC で投資銀行業務の実施が許可されたことについても、IFSCA から通知されています。
- 8.2.4. **Insurance Sector:** IFSCA は、IFSC GIFT City における保険会社の登録および運営に関する規則を通達しています。インドの保険会社/再保険会社、外国の保険会社/再保険会社、ロイズ協会およびマネジングジェネラルエージェントは、IFSCA から登録証明書を取得することにより、IFSC 保険事務所(以下「**IIO**」)の設立が許可されます。IIO は、IFSCA が指定する条件に従い、(i) 生命保険事業、(ii) 損害保険事業、(iii) 健康保険事業、(iv) 再保険事業、の各事業を行うことができます。IFSCA は、IFSC への IIO の登録とは別に、保険ブローカー、再保険業者、企業代理店などの保険仲介業者に対しても、IFSCA が定める規制を遵守することを条件に、その活動を行うことを許可しています。





- 8.2.5. **Framework for Aircraft Operating Lease:** IFSCA は、GIFT シティにおける航空機リースの枠組みを通知しました。この枠組みにより、リース会社は、インドで会社、有限責任組合、信託を設立することができます。IFSCA に「貸主」として登録された事業者は、セール&リースバック、購入、譲渡、譲受を含むリース契約に基づいて、航空機やヘリコプター、航空機やヘリコプターのエンジンまたはその他の部分を提供する事業に従事することができます。
- 8.2.6. **Ancillary Services at IFSC:** IFSC における金融商品、金融サービス、金融機関の発展には、専門家などのサービスプロバイダーが重要であるという点を考慮し、IFSCA は、補助的サービスを可能にする枠組みを通知しました。当該枠組みは、法律、コンプライアンス、秘書、監査、会計、簿記、税務サービス、専門的な経営コンサルティング業務、管理、資産管理サービスプロバイダー業務、その他 IFSCA が適宜承認するサービスに従事するサービスプロバイダーに適用されるものです。債券受託者、投資顧問、AIF、ファンドマネジメントなどの規制対象業務を行うには、IFSCA から別途登録証を取得する必要があります。
- 8.2.7. **International Trade Finance Services (ITFS) at IFSC:** IFSC における金融サービス、金融商品、金融機関のさらなる発展のため、IFSCA は、IFSC における貿易金融サービスのための ITFS の設立および運営のための枠組みを発表しました。当該枠組みにより、輸出入業者は ITFS という専用の電子プラットフォームを通じて、国際貿易取引において競争力のある条件で様々な種類の貿易金融を利用することができるようになります。また、貿易債権を流動的な資金に変換し、短期的な資金調達を行うことも可能となります。

### 8.3. **Vehicle Scrapping and Electric Vehicles (“EV”)**

2021年、インドではEVの需要が高まり、多くのEVが市場に投入され、EVの販売台数は2倍以上に跳ね上がりました。インドでは、EVのさらなる普及と統合を実現するため、政府は、中古自動車の廃車に関する規制を含む、多くの改正を実施しています。

- 8.3.1. 2021年9月25日、中古自動車の利用削減のため、自動車(登録および自動車廃車施設の機能)規則(以下「**自動車廃車規則**」)が施行され、EV分野を後押しする施策の一つになると期待されています。
- 8.3.2. 道路交通高速道路省は、中央自動車規則1989の改正を通達し、2022年4月1日から施行されます。当該改正により、中古自動車を廃車する際、購入者が自動車廃車規則に基づき取得した「預託証明書」の提出を条件に、登録証明書の発行にかかる手数料が不要となります。また、「預託証明書」を提出して登録された自動車について、非輸送車は最大25%、輸送車は最大15%の自動車税の減免が規定されています。
- 8.3.3. 道路交通省は、電池非搭載二輪車と三輪車のEV、および関連する相手先商標製品メーカーが別途供給できる電池の販売と登録を許可する通知を発行しました。これにより、EV業界は車両の初期コストを削減し、主要部品の調達が促進されることが期待されています。
- 8.3.4. 重工業省は、電気自動車の製造促進を目的として、(i)インドにおけるACC電池の製造設備の設置、(ii)自動車および自動車部品に関する生産連携発明(以下「**PLIスキーム**」)の2つを導入しています。



- 8.3.5. 上記インセンティブや補助金とは別に、多くの州政府が、各州において電気自動車を普及させるために、独自の奨励金や給付金制度を打ち出しています。最近では、ラジャスタン州が「Rajasthan Electric Vehicles Policy, 2021」(以下「**ラジャスタン州EV政策**」)を発表しました。ラジャスタン州EV政策は、電気二輪車と電気三輪車の販売を強化することに重点を置っていますが、電気自動車や電気バスの購入に関する補助金は提供されていません。また、EVの充電インフラについて触れられていない点には留意が必要です。その他の州では、グジャラート州とテランガーナ州も、独自のEV政策を発表しています。



#### 8.4. **Gaming Laws**

- 8.4.1. インドでは、モバイル利用やインターネット普及率の上昇に伴い、ここ数年、オンラインゲーム産業が拡大傾向にあります。一般に、その性質上、ゲームはスキルゲームかチャンスゲームかに区別されます。2020年、最高裁は、上告審において、「Dream11」のようなオンラインファンタジーゲームはスキルを伴うものであり、ギャンブルには当たらないとするラジャスタン高裁の判決を支持しました。
- 8.4.2. 一方で、2021年、多くの州において、その性質に関係なくオンラインゲームを禁止しようとする動きが見られました。直近では、カルナタカ州が、スキルゲームを含む、賭け事やベッティングを含むすべての形態のゲームを禁止しました。従来、カルナタカ州は、賭け金を払って行うオンラインスキルゲームを許可していましたが、特筆すべきは、あらゆる種類のチャンスゲームに関連した賭けやベッティングが禁止されたことです。厳密な禁止事項に従って、ゲーム会社がカルナタカ州でどのように事業を再編し、ユーザー対応を行うのかについては、注目に値します。なお、当該改正の合憲性については、現在カルナタカ州高裁で係争中です。
- 8.4.3. ケララ州は、オンラインラミーが賭け金でプレイされる場合、ゲームやギャンブルの一般的な禁止から免除されないことを明確にする通知を発行しました。しかし、ケララ州高等裁判所は、通知は恣意的で違法であり、スキルゲームの賭け金に与えられている取引の自由の権利を含む憲法上の基本的権利を侵害するものであるとして、当該通知を破棄しました。

- 8.4.4. マドラス高裁は、Jungle Games India Private Limited v. State of Tamil Nadu において、2021 年に Tamil Nadu Gaming and Police Laws (Amendment) Act が導入した特定の改正を違憲と判断しています。
- 8.4.5. オンラインゲームに関する包括的な規制を導入する傾向が強まっていますが、司法当局はこうした規制を違憲と断じています。今後、各州によるオンラインゲーム業界への規制動向がどのようになるのかは、非常に注目の集まる所です。

## 9. Going forward

- 9.1. **Data Protection:** 2022 年はデータ規制に関する年になることが予測されます。インド政府は 2022 年に画期的なデータ保護法案を可決し、急成長するデジタル経済へのルールを確立するでしょう。
- 9.2. **Labour Law Codes:** インド政府は、2022 年に新たな労働法を施行予定です。企業は新たな労働法の規範遵守のために、社内のコンプライアンス・インフラを大幅に改善する必要性に迫られるでしょう。
- 9.3. **Cryptocurrency Bill:** 暗号通貨法案は冬期国会で成立しなかったため、導入が遅れていましたが、政府は 2022-23 年にかけて、ブロックチェーン技術を使用して、RBI が発行する独自のデジタル通貨を導入することを発表しました。



- 9.4. **SPAC Regulations:** SPAC は、インド企業による外国資本へのアクセスを可能とすることが期待されています。しかし、IFSCA 規制の下で SPAC が導入されたにもかかわらず、依然として、規制当局はさらなる明確化を必要とする各種法的な壁が存在しているのが現状です。
- 9.5. **IFSC:** 政府は、世界トップクラスの海外大学や機関が、グジャラート州の IFSC GIFT City 内に施設を設置できるよう、総力を挙げています。また、財務大臣は、同じくグジャラート州の IFSC GIFT City に国際仲裁センターを設立することも提案しています。これらの動きにより、IFSC におけるビジネスのしやすさと人材開発の強化が予想されます。
- 9.6. **Electronic Vehicle (EV):** インドは二酸化炭素排出量の削減に取り組んでおり、2030 年までに自動車の 30%、二輪車と三輪車の大半を電気自動車にすることを計画しています。2022 年は、EV 中心の通勤スタイルへのシフトがさらに加速されることが予想されます。



*The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.*